

# トレンド 語り

米国を除く環太平洋経済連携協定（TPP）に参加する11カ国が締結したTPP11が2018年、続いて日・EU経済連携協定（EPA）が19年に発効し、経済連携協定に基づく経済圏が広がる。TPP11は世界の国内総生産（GDP）の約13%、貿易額の約15%、

橋本 虎之助

日EU・EPAは世界のGDPの約30%、貿易額の約40%を占める。

政府は、両協定の経済効果として、TPP11は16年度GDP水準で換算すると実質GDPが約8兆円、労働供給が約46万人増加。同様に日EU・EPAは実質GDPが約5兆円、労働供給が約29万人増加と試算す

## 広がる経済圏

## 知財戦略で有効活用

### 最近の知財関連の主な法改正

- 不正競争防止法の一部改正
- 工業標準化法の一部改正
- 特許法等の一部改正
- 弁理士法の一部改正
- 著作権法の一部改正
- 地理的表示法の一部改正

る。両協定は関税、原産地規則、サービス貿易・投資自由化、電子商取引、補助金などを規定した。世界的に保護主義が台頭する中で、自由で公正な21世紀型のルールの確立を目指す。TPP11の凍結項目は22項目だ。このうち11項目は知的財産分野。例えば、審査遅延に基づく特許期間の

延長、医薬承認審査に基づき特許期間の延長、著作物の保護期間を著作者の死後70年に延長することなどが凍結された。一方、日EU・EPAでは、著作物の保護期間を著作者の死後70年に延長、地理的表示の高いレベルでの相互保護などが規定され、両協定の規定には温度差がある。地理的表示とは農林水産物の名称から当該産品の産地を特定でき、製品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいう。これにより日本、EUで相互保護される産品は、日本側は56産品。この広がる自由で公正な経済圏を、いかに有効に活用するかがカギだ。この基盤には、知財戦略の展開が重要だ。（橋本総合特許事務所所長 弁理士）